

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) つがる南第2風力発電事業環境影響評価準備書)

- 1 風車の影について、本事業の予測結果及び他事業との累積的な影響の予測結果の双方において、参照した指針値である年間8時間を超過している住宅が複数あることから、影響を受ける時期を十分考慮した事後調査を実施し、必要な環境保全措置を講じること。
- 2 コウモリ類について、対象事業実施区域内で多数の種の生息が確認されており、既設の風力発電設備においてヤマコウモリ等の重要種を含む多数のバットストライクが確認されている。さらに風力発電設備を設置することにより、バットストライクの発生するおそれが高まることから、専門家等の助言をふまえ、稼働開始時からフェザリング等の適切な環境保全措置を実施すること。
- 3 希少猛きん類の調査において、複数の猛きん類が対象事業実施区域内を高度 M で飛翔しているのが確認されており、また、既設の風力発電設備においては、ハヤブサのバードストライクも確認されているため、さらに風力発電設備を設置することにより、バードストライクの発生が高まるおそれがある。特にチュウヒは、他の猛きん類と比較して予測衝突数が多く、累積的影響への寄与率も高いことから、チュウヒの繁殖つがいの行動圏内となる巣の近傍にある風力発電設備の設置の取りやめを含めた配置の見直しやこれら希少猛きん類の活動が活発な時期に施設の稼働制限を行うなど、適切な環境保全措置を実施すること。
- 4 バットストライク及びバードストライクに関する事後調査について、落下した死骸はスカベンジャーによる持ち去りにより消失するおそれがあるため、連続する数日間の調査を行うなど、持ち去りの影響を受けにくい方法で実施すること。
- 5 対象事業実施区域には津軽国定公園が隣接しており、その周辺には生物多様性の保全が図られている区域として認定されている自然共生サイトであるベンセ湿原が存在する。工事による濁水の発生や水脈への影響を通して水域に影響を与えるおそれがある風力発電設備に関しては、配置の見直し等を検討した上で、改めて予測及び評価を行い、極力改変を回避すること。
- 6 環境監視及び事後調査を適切に実施し、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境に対する影響を回避又は極力低減すること。